

新たな水際措置（27）における外国人の新規入国規制の見直し概要

昨年新たな水際措置（19）のご利用にあたっては・・・



どこが自分の業所管省庁になるのかわかりにくい

申請に必要な書類が多すぎる

審査完了まで時間がかかりすぎ

スマホアプリの対応状況を確認するのは負担



外国人の新規入国申請は **ERFS（入国者フォローアップシステム）** に一元化して行います

入国前

入国直前・入国時

入国後

受入責任者

ログイン申請

外国人新規入国オンライン申請

査証申請

空港検疫

入国後フォローアップ



法人も個人事業主もERFSのIDを取得可能



・申請先はERFSに一元化
・申請に必要な書類の大幅見直し（申請書・活動計画書等は不要）



査証発給は在外公館がERFSと受付済証を確認して行う



入国者はスマホアプリ(MySOS)をインストール（ファストトラックも利用可※）



・スマホアプリ(MySOS)で健康情報や位置情報などをERFSに連動させ厚労省が一元管理
・必要な自宅待機を実施
・受入責任者が問題発生時の緊急連絡先

※ Visit Japan Webサービスを利用すれば入国手続きを更に迅速化することが可能